

付属資料

1. 成果目標・数値目標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

	指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方」(固定的性別役割分担意識)について「反対(反対+どちらかといえば反対)」と答えた市民の割合 ※総合計画市民アンケートより	70.1%	72.5%
	「家庭生活の場における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合	26.3%	35.0%
	「地域や社会活動の場における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合	40.0%	45.0%
	「社会全体における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合★	15.1%	30.0%
数値目標	1 男女共同参画に関する研修会等の啓発実施回数☆	1回	2回
	3 男女共同参画関連図書等の特設コーナー設置回数☆	1回	2回
	6 男女共同参画推進事業補助金の活用件数	1件	1件
	7 男女の人権に関わる保育・教育関係者の研修会等受講者数	54人	160人

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり

	指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「一日(平日)の家事」について「全くしていない」と答えた市民(男性)の割合☆	17.3%	13.0%
	審議会等委員の女性の参画率	31.9% (R3.3.31)	36.0%
数値目標	11 地域子育て支援拠点事業の休日開催回数★	—	24回
	12 市内行政区における女性区長の割合☆	1.1%	3.0%
	14 市民活動団体の代表者に占める女性の割合★	47.8%	50.0%

付属資料

		指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
数値目標	15	農業委員に占める女性の割合★	14.3%	30.0%
	16	認定農業者に占める女性の数★	19人	21人
	17	女性人材バンクの登録者数	2人	8人
	18	女性委員のいない審議会等の数	7	4

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

		指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「安心して子育てができるまち」について「思う(思う+どちらかといえば思う)」と答えた市民の割合 ※総合計画市民アンケートより		84.5%	85.2%
	市職員の管理職(部長・課長級)における女性登用率		15.9% (R2.4.1)	20.0%
	市職員の監督職(副課長・係長級)における女性登用率★		36.4% (R2.4.1)	40.0%
	「仕事と生活」について、「仕事と生活をともに優先したい(希望)」と答えた市民の割合と、「仕事と生活を優先している(現実)」と答えた市民の割合の差(希望-現実)★		22.7%	20.0%
数値目標	20	市内事業所の経営者に占める女性の割合★	14.2%	15.0%
	22	ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信回数	1回	2回
	23	働き方改革を促す事業所研修会等の開催回数☆	1回	1回
	25	子育てサポーターの利用者数	1,644人	1,947人
	26	保育所等待機児童数★	0人	0人
	28	病児保育室の利用者数★	223人	675人
	29	放課後児童クラブの入級者数	630人	650人
	32	男女共同参画に関する市職員へ向けた啓発回数☆	未実施	1~2回
35	男性市職員の配偶者出産休暇や配偶者出産時育児休暇の取得割合	87.5%	100%	

付属資料

指 標		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
37	ハラスメントに関する市職員研修会の受講者数	410人	480人

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

指 標		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「安心して生活できている」について「思う(思う+どちらかといえば思う)」と答えた市民の割合 ★ ※総合計画市民アンケートより	76.1%	78.6%
	「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」について「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合	70.9%	80.0%
数値目標	40 乳がん検診受診率★	32.9% (R1)	50.0% (R6)
	40 子宮頸がん検診受診率★	46.3% (R1)	50.0% (R6)
	53 防災会議における女性の割合☆	17.4%	30.0%
	54 市消防団員における女性消防団員の数☆	16人	25人

基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり

指 標		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合	66.3%	75.0%
	「両親などのけんか(暴力や暴言など)」について「見たことはない」と答えた中学生の割合★	61.6%	65.0%
	「DV相談ができる場所(方法)」について「知っている」と答えた市民の割合★	-	80.0%
	「DV経験」について「されたことがある」「どちらもある」と答えた市民の割合★	25.5%	20.0%
目数値	59 DV被害者支援市職員研修会の新規採用職員受講率☆	100%	100%

2. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をでき

る限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

す。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3. 小城市男女共同参画審議会設置条例

平成 27 年 12 月 21 日
条例第 40 号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、小城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 小城市男女共同参画プランに基づく施策の実施状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体からの推薦による者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。
(小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年小城市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

4. 小城市男女共同参画審議会 委員名簿

(任期:令和3年8月6日 ~ 令和5年8月5日)

区分	所属団体等	委員名	備考
1	佐賀大学 教育学部 教授	よしおか たけのこ 吉岡 剛彦	会 長
2	NPO 法人 DV 対策・予防センター九州 理事長	はら けんいち 原 健一	副会長
3	(株)アテンド 代表取締役社長	ふくなり ゆ み 福成 有美	
4	小城市区長連絡協議会	きのした たかかず 木下 隆和	
5	小城市地域婦人会	よしだ りくよ 吉田 陸代	
6	小城市人権擁護委員協議会	もとむら なおき 本村 直幹	
7	小城市小中学校校長会	じんのうち つよし 陣内 剛	
8	小城商工会議所	うえの かおり 上野 歌小里	
9	小城市幼児教育保育ネットワーク 保育部会	まきはら やすひろ 楨原 靖宏	
10	小城市社会福祉協議会(子育て支援)	うのき くみこ 卯野木 久美子	
11	小城市男女共同参画ネットワーク	こが はるみ 古賀 晴美	
12	小城市在住女性の活躍者 ま・まんてい 会長	えんじょうじ まりこ 圓城寺 真理子	
13	小城市女性人材バンク	なかお のりこ 中尾 祝子	
14	公募委員	ふじい よしえ 藤井 良重	
事務局	総務部 企画政策課		

5. 第3次小城市男女共同参画プラン 策定経過

期 日	内 容
令和2年12月17日	令和2年度 第2回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年2月1日 ~2月15日	男女共同参画に関する中学生意識調査実施
令和3年2月2日 ~2月22日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和3年7月29日	令和3年度 第1回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年9月27日	令和3年度 第2回小城市男女共同参画審議会(諮問)開催
令和3年11月8日	令和3年度 第3回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年11月22日	令和3年度 第4回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年12月15日	令和3年度 第5回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年12月23日	小城市男女共同参画審議会(答申)
令和4年1月28日 ~2月28日	パブリックコメント

6. 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1945 (S20)	国際連合誕生		
1946 (S21)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立 日本国憲法公布	
1953 (S28)			婦人問題対策審議会設置
1967 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (S50)	国際婦人年(目標:平等・開発・平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立	唐津市に「働く婦人の家」設置
1976 (S51)	「国連婦人の十年始まる」(1985年まで)	「民法等の一部を改正する法律」(離婚後復氏制度)の施行	
1977 (S52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館	長期総合計画に婦人に関する施策の方針を盛り込む
1978 (S53)			婦人の地位を高める県民大会開催
1979 (S54)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		有明町に「農村婦人の家」設立 国連婦人の十年推進県民大会開催
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正員法成立	伊万里市に「農村婦人の家」設置 県福祉生活部に青少年婦人課設置 国連婦人の十年推進県民会議開催
1981 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」発表	牛津町に「農村婦人の家」設置
1982 (S57)			内職相談センターが婦人就業支援センターとなる 80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1983 (S58)			上峰町に「農村婦人の家」設置
1984 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議(ナイロビ)のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京)	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	婦人の生活実態と意識に関する調査を実施 広報誌「さがの女性」発刊
1985 (S60)	「国連女性の十年」最終年 ナイロビ世界会議(西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権の確立 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置 国連婦人の十年最終年記念県大会開催 婦人海外派遣「婦人の翼」開始

付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1986 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大、任務も拡充) 婦人問題企画推進有識者会議開催	県婦人団体連絡協議会設置 鹿島市に「農村婦人の家」設置
1987 (S62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (S63)			青少年婦人課に婦人係設置 佐賀県長期構想に男女共同参画の社会づくりを盛り込む
1989 (H1)			西有田町に「働く婦人の家」設置 「女性の生活と意識に関する実態調査」を実施
1990 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン 21」策定 婦人問題対策審議会が女性問題審議会となる
1991 (H3)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定	「男女共同参加の社会をつくるための県民意識調査」を実施
1992 (H4)	環境と開発に関する国連会議(環境サミット/リオデジャネイロ) 「アジェンダ 21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置
1993 (H5)	国連世界人権会議(ウィーン) 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	第 4 回世界女性会議日本国内委員会設置 「短時間労働者の雇用管理の会以前等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始 佐賀県新総合計画策定
1994 (H6)	「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)	男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
1995 (H7)	第 4 回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	佐賀県立女性センター(アバンセ)オープン 女性問題審議会に「さが女性プラン 21」改定について諮問
1996 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「さが女性プラン 21(改訂版)」策定 県民生活課に女性企画室を設置
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催(参議院 50 周年記念)	「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を実施 日韓海峡沿岸地域振興団体(女性団体)交流支援事業開始(~平成 12 年)
1998 (H10)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」を答申	

付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1999 (H11)	エスカップハイレベル政府間会議 (バンコク)	改正育児・介護休業法施行 改正 男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施 行「(女性の参画促進を規定) 男女共同参画審議会から「情勢に 対する暴力のない社会を目指し て」答申	女性企画室が男女共同参画室とな る 女性問題審議会が男女共同参画推 進審議会となる 女性行政推進会議が男女共同参画 推進会議となる
2000 (H12)	国連特別総会「女性 2000 年会 議」(ニューヨーク)開催	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同 参画週間について」決定	男女共同参画推進審議会に「男女 共同参画社会の形成の促進に関す る施策の基本的な方向」について 諮問
2001 (H13)		内閣府に男女共同参画局、男女共 同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部「女性国家 公務員の採用・登用等の促進」「女 性に対する暴力をなくす運動」決定 第 1 回男女共同参画週間閣議決定 「仕事と子育ての両立支援策の方 針について」	「佐賀県男女共同参画基本計画」策 定 男女共同参画室から男女共同参画 課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施 行
2002 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関す る懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」を設 置 佐賀県立女性センターを「配偶者暴 力防止支援センター」に位置づける 「佐賀アジア女性フォーラム」開催
2003 (H15)	国連女性差別撤廃委員会第29会 期において、日本の第4、5 回女子 差別撤廃条約実施状況報告を審議	男女共同参画会議「女性のチャレンジ 支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」公 布、一部施行 「少子化対策基本法」公布	
2004 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」改正	「佐賀県 DV 総合対策会議」及び 「佐賀県 DV 総合対策センター」を 設置 「佐賀アジア女性フォーラム 2004」開催 「男女共同参画社会づくりのため の県民意識調査」を実施
2005 (H17)	第 49 回国連婦人の地位委員会、 通称「北京+10」を開催(ニューヨ ーク)	「男女共同参画基本計画」を改定	「佐賀県男女共同参画推進連携会 議」を創設
2006 (H18)			「佐賀県男女共同参画基本計画」を 改定 「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」 を策定
2007 (H19)		「男女雇用機会均等法」施行	「2007 男女共同参画フォーラム in さが」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基 本計画」を策定

付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2008 (H20)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正、施行	
2009 (H21)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	「育児介護休業法」改正	「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」を改定 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施 「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」に名称変更
2010 (H22)	第54回国連婦人の地位委員会を開催(ニューヨーク) UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)の発足が決定 日本で初めて APEC 女性リーダーズネットワーク(WLN)会合を開催	「改正育児・介護休業法」原則施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表
2011 (H23)	「APEC 女性と経済サミット」を開催(サンフランシスコ)	配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤル-性暴力・DV 相談電話-」開設	「第3次佐賀県男女共同参画(2011-2015)基本計画」を策定
2012 (H24)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(サンクトペテルブルク)	「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画(働く「なでしこ」大作戦)決定	性暴力被害者支援モデル事業を開始
2013 (H25)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(パリ)	「なでしこ銘柄」の選定 日本復興戦略で「女性の活躍」を推進 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画(2013-2016)」を策定
2014 (H26)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(北京)	“女性の活躍「見える化」”サイトを開設 すべての女性が輝く社会づくり本部設置	「女性の活躍推進佐賀県会議」を設置 「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」を策定 「輝く女性応援会議 in 佐賀」を開催 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2015 (H27)	第59回国連婦人の地位委員会を開催(ニューヨーク) 国連防災世界会議(仙台市) 「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「女性の活躍推進佐賀県会議」と共催で「女性の活躍推進フォーラム」開催 「佐賀県イクメン講座キックオフフォーラム」開催
2016 (H28)			「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」策定(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)
2017 (H29)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(ベトナム)		
2018 (H30)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布、施行	

付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2019 (H31・R1)		「働き方改革関連法」一部施行	「佐賀県 DV 防止・被害者支援基本計画」(第4次計画)策定
2020 (R2)		男女雇用機会均等法改正 「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021 (R3)			「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」策定(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)

出典：第5次佐賀県男女共同参画基本計画

7. 用語解説

(あ行)		ページ
アジェンダ	実施すべき計画。行動計画。特に、国際的な取り組みについての行動計画。	14・16
アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)	人が無意識に持っている、偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。	11・24
育児・介護休業法	【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律】 育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。労働者が育児休業、介護休業や子の介護休暇等の申出をしたこと、あるいは取得したことを理由とする解雇、その他の不利益な取り扱いも禁止されている。	3・11・ 75・76
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になって、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。 「労働力率」…15歳以上の人口に占める労働力人口(15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者(就業していないが、就職活動をしている失業者)の合計)の割合。	8
LGBTs	性的少数者を指す言葉。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとった総称について、それ以外の性的少数者を示す複数形で表記したもの。	11・12
(か行)		
家族経営協定	家族農業経営内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。(平成27年3月末現在 佐賀県内家族経営協定締結数 1,361戸)	38
家族的責任	家事・育児・介護を分担する責任は、男女平等に分担すべきであり、その家族的責任を担うことによって職業上差別されることがあってはならないということが国際的に認められた考え。	39
キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を子どもに身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	27
協働	それぞれの主体が、自らの責任と役割を認識し、協力しながら物事を進めること。	17・24・ 25・61

付属資料

(か行)		ページ
国勢調査	調査時に日本に居住するすべての人を対象に、人口、世帯に関し、男女、年齢、国籍、就業状態、仕事の種類などを調べる国の最も基本的、かつ規模の大きな調査。	6・7・8
子育てサポーター	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)において、子育ての援助を行う人(協力会員)。	40・63
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	14・20・ 21・24・ 31・62
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。	32
(さ行)		
CSO	Civil Society Organizations(市民社会組織)の略。志縁団体(ボランティア団体・市民活動団体・まちづくり団体・NPO法人等)と地縁団体(自治会・婦人会・老人クラブ・PTA等)の総称。	20・28・ 61
審議会等	法律に基づき市が設置する付属機関や委員会等。(学識経験者、市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等に基づき市が設置したものも含む。)	10・28・ 30・33・ 62・63
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。	12・31
ジェンダー平等 ※SDGs第5の目標	だれもが、自分の性別(ジェンダー)にとらわれることなく、個々人の対等性と多様性を尊重されながら生活できる社会を目指すこと。 SDGs: 2015年に国連で採択された持続可能な開発のための世界目標	2・11・ 16・76
次世代育成支援対策推進法	次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備する対策に関する基本理念や関係者の責務等について定めた法律。	75
児童扶養手当	所得の低いひとり親家庭等を対象に支給される手当のこと。	48
女性活躍推進法	【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】 女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。	3・11・ 12・15

付属資料

(さ行)		ページ
女性のエンパワーメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況をかえていく力をもつこと。	2・11・76
女性の活躍推進計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく都道府県推進計画等のこと。 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとされている。	5・18・34・76・77
女性人材バンク	市内に居住、又は在勤する満20歳以上で、市の審議会等の委員として活動する意欲がある女性を申請により登録し、市が設置する審議会等、市の政策方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指すための制度。	33・63・71
性暴力	社会的に形成される男女の性差(ジェンダー)に基づくあらゆる暴力行為。おもに女性に対して損害や苦痛を与え、人間としての尊厳を侵害する力の行使のこと。	49・76
セクシュアル・ハラスメント	身体への不必要な接触、性的関係の強要、衆目にさらされる場所へのわいせつな写真の掲示などの性的いやがらせのこと。職場内のみならず、施設における職員とその利用者の間、団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こりうる。 略して「セクハラ」と言われている。	11～13・43・44・49・64
セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)	身体的性・性自認・性的指向・性表現の在り方が多数派と異なる人のこと。	11・43・47
積極的改善措置	男女共同参画社会基本法では、「活動に参加する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供すること」をいう。	65・66
(た行)		
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。	2～5・9～11 14・15 17～21 24～26 28～33 35・41・42・44・50・52・61～63 65～77

付属資料

(た行)		ページ
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。 男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指している。	1・3・5・ 9・10・ 14・15・ 17・18・ 20・28・ 51・61・ 62・65 ～68・ 74～76
男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。	1・5・11・ 12・15・ 65・74・ 75
デートDV	婚姻関係にない交際相手からの暴力のこと。	11・12
特定事業主行動計画	(次世代育成支援対策推進法) 「次世代育成支援対策推進法」第19条において、国の各省府や地方公共団体等に義務付けられた職員の仕事と子育ての両立を図るために必要な環境整備等を進めることを目的とする計画 (女性活躍推進法) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条に基づき、国の各府省や地方公共団体等が策定する女性活躍の推進に向けた取り組みに関する行動計画。	42
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。	3・5 10～12 14・15・ 18 51～57 60・64・ 71 75～77
(な行)		
認定こども園	幼稚園・保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育、教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、都道府県知事が認可する。	40
認定農業者	農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について市町村等の認定を受けた農業者のこと。	32・63
(は行)		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	【配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律】 配偶者からの暴力に係る通報・相談等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。国・地方公共団体には配偶者からの暴力と被害者の保護が責務として明示されている。	11・12・ 15

付属資料

(は行)		ページ
配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく都道府県推進計画等のこと。 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。	5・18・51
ハラスメント	いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』のこと。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをさす。 たとえば、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど。	11・18 42～44 49・64
ハラスメント規制法	2020年6月(中小企業は2022年4月から適応)に施行された改正法の総称。パワハラ防止対策関連法、パワハラ防止法。労働環境のハラスメント防止対応と対策を義務付けている。	11
パパ・ママ教室	男性の妊婦体験や、育児に関する話など男性に育児してもらうきっかけをつくる教室のこと。	32
パートナーシップ	それぞれの主体が自己を確立し、相互の認識と理解の上になつて、共通の目的をもち、「対等性」、「公開性」が確保されていること。	16
父子手帳	男性の育児参加を促すことを主な目的として自治体が自主的に発行・配布をしているもの。	32
(ま行)		
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされること等をさす。	13
面前DV	近年の増加率が高い児童虐待(心的虐待)のひとつ。家の中など子どもの前で、配偶者等に対する暴力や暴言などの行為のこと。	11・53・55
(ら行)		
ライフイベント	人生での出来事。 たとえば、結婚、妊娠、出産、育児、自分や家族の傷病、介護、受験、進学、卒業、就職、昇進、転職、退職、失業、離婚、家族の死、事件・事故・災害、子どもの自立など。	37
ライフスタイル	生活の様式・営み方。	1・20
(わ行)		
ワーク・ライフ・バランス	仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組のこと。平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。	11・12・36～38 63

第3次小城市男女共同参画プラン さくらプラン

令和4年3月

発行 小城市 総務部 企画政策課
〒845-8511
佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
TEL : 0952-37-6115
FAX : 0952-37-6163
E-mail : kikaku@city.ogi.lg.jp